

## 手術に関する施設基準

医科点数表第2章第10部手術通則5及び通則6に該当する手術について、  
前年の手術件数を下記のとおりお知らせいたします。

令和6年1月1日～令和6年12月31日

区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	140件
	イ	黄斑下手術等	684件
	ウ	鼓室形成手術等	35件
	エ	肺悪性腫瘍手術等	168件
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	249件
区分2	ア	靭帯断裂形成手術等	45件
	イ	水頭症手術等	69件
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	8件
	エ	尿道形成手術等	2件
	オ	角膜移植術	31件
	カ	肝切除術等	161件
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	37件
区分3	ア	上顎骨形成術等	8件
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	35件
	ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	17件
	エ	母指化手術等	1件
	オ	内反足手術等	0件
	カ	食道切除再建術等	2件
	キ	同種死体腎移植術等	6件
区分4		胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	676件
その他の区分	ア	人工関節置換術	101件
	イ	乳児外科施設基準対象手術	70件
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	20件
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	106件
	オ	経皮的冠動脈形成術	107件
		急性心筋梗塞に対するもの	6件
		不安定狭心症に対するもの	21件
		その他のもの	80件
		経皮的冠動脈粥腫切除術	0件
		経皮的冠動脈ステント留置術	66件
		急性心筋梗塞に対するもの	4件
		不安定狭心症に対するもの	15件
		その他のもの	47件

詳細内容について照会や不明な点がございましたら、医事課までお問い合わせください。

**病院長**